

令和元年第2回本巣市議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月4日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度本巣市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第7 報告第7号 平成30年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙
- 日程第9 議案第37号 施設使用料等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第10 議案第38号 物品売買契約の締結について（庁内LANパソコン機器）
- 日程第11 議案第39号 工事請負契約の締結について（真桑幼稚園改築工事（建築））
- 日程第12 議案第40号 西濃環境整備組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第13 議案第41号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第42号 令和元年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第43号 令和元年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

2番	今 枝 和 子	3番	高 田 浩 視
4番	寺 町 茂	5番	河 村 志 信
6番	澤 村 均	7番	堀 部 好 秀
8番	鰐 本 規 之	9番	黒 田 芳 弘
10番	臼 井 悦 子	11番	道 下 和 茂
12番	村 瀬 明 義	13番	若 原 敏 郎
14番	瀬 川 治 男	15番	上 谷 政 明
16番	大 西 徳三郎		

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	早 川 謙
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	畑 中 和 徳
企 画 部 長	大 野 一 彦	市民環境部長	洞 口 博 行
健康福祉部長	久 富 和 浩	産業建設部長	原 誠
林 政 部 長	古 沢 弘 康	上下水道部長	翠 直 樹
教育委員会 事 務 局 長	溝 口 信 司	会 計 管 理 者	加 藤 健 二

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	鷺 見 誠	議 会 書 記	大久保 守 康
議 会 書 記	山 本 憲	議 会 書 記	松 井 俊 英

開会の宣告

○議長（鰐本規之君）

ただいまから令和元年第2回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 臼井悦子君と11番 道下和茂君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鰐本規之君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの25日間とし、6月5日から16日まで、19日から27日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鰐本規之君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長報告となっておりますが、私が体調不良等々によりまして会議に出席できませんでしたので、副議長に会議の出席をお願いしてありました。よって、副議長に会議等々についての報告をお願いいたします。

瀬川副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

それでは、議長に成りかわりまして報告をさせていただきます。

最初に、4月11日、第102回東海市議会議長会定期総会が三重県津市において開催されましたので御報告をいたします。

初めに、永年在職に伴う議員一般表彰があり、本巣市議会で15年以上表彰で道下議員が表彰され

ました。

続いて会議に移り、会務報告がなされた後、12件の議案が審議されました。

議案は、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長について、認知症施策の推進を求める要望について、公共施設等適正管理推進事業債の期間延長について及び防災教育のさらなる推進についての要望議案4件と、平成30年度の決算認定、平成31年度の負担金及び予算関係の議案6件のほか、役員の選任についての議案が提出され、審議されました。いずれも原案のとおり可決されました。

また、来年度定期総会の開催市は岐阜市に決定されました。

次に、5月24日、中濃十市議長会が瑞穂市の井桁屋別館において開催されましたので御報告いたします。

会議は、会長市による平成30年度会務報告の後、平成30年度決算、令和元年度予算の議案が提出され、提案説明の後、議案審議がなされ、原案のとおり承認及び可決されました。

次に、役員の選任が行われ、会長に可児市議会議長、副会長に山県市市議会議長、監事に瑞穂市市議会議長がそれぞれ選任されました。

続いて、美濃加茂市から精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用についての要望議案の提出があり、審議の結果、原案のとおり採択されました。

また、次期開催市は本巣市に決定されました。

以上、報告いたします。

なお、総会等の資料につきましては議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになってください。以上。

○議長（鰐本規之君）

御苦労さまでした。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を臼井委員長にお願いいたします。

臼井委員長。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

おはようございます。

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第62号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、3月に開かれました第1回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、国史跡指定された船来山古墳群と古墳と柿の館の写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された当初予算、補正内容と主な議案について、代表質問、一般質問、議員活動日誌、委員会活動、審議結果及び各議員の表決、議員研修の順に掲載し、16ページには金原明善翁顕彰碑についての記事を掲載しました。

今回は、3月22日、3月27日、4月4日、4月12日の計4回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、8月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（鰐本規之君）

御苦労さまでした。

次に、藤原市長から行政報告をお願いいたします。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

東海環状自動車道西回りルート of 県内区間につきましては、4月に発表されました国の本年度の事業計画通知におきまして、関広見インターチェンジから養老インターチェンジ間の整備に約183億円が配分され、この区間での本体工事がさらに進む見込みでございます。また、今年度の開通見通しが出ております関広見インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジ間、また大垣西インターチェンジから（仮称）大野・神戸インターチェンジ間につきましては、この事業計画通知におきましても2019年度開通予定と明記されております。

なお、当市の区間でございます（仮称）大野・神戸インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジ間につきましては、財投活用による整備加速箇所として令和6年度の開通見通しが既に発表されておりますが、当市といたしましても（仮称）大野・神戸インターチェンジから（仮称）糸貫インターチェンジ間につきましては、昨年度より国等に要望しておりますとおり、2年前倒しの令和4年度の開通を今年度も引き続き、国に要望していきたいと考えております。

当市内の現在の用地取得状況につきましては、2月末に完了いたしまして、今年度の事業計画通知におきまして用地進捗率は100%となっております。したがって、今後は工事が集中的に実施されるものと期待をいたしております。

現在発注されております工事につきましては、岐阜国道事務所発注分として、本巣パーキングエリア周辺の用排水路のつけかえ及び側道の盛り土、また本巣パーキングエリアへの導入路の横断ボックスカルバート、また糸貫インターチェンジ周辺の用排水路及び市道のつけかえ、擁壁及び横断ボックスカルバートの工事が施工中でございます。

なお、今後発注が予定されております工事につきましては、岐阜国道事務所発注分といたしまして、本巣パーキングエリアに関連する道路建設工事2件、また中日本高速道路株式会社名古屋支社発注分として、市内全域で橋台・橋脚の工事10件が予定されているとお聞きしております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工などへの協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるようにインターチェンジへのアクセス道路の整備を県とともに進め、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取り組みを引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、災害時における応急対策資機材の提供に関する協定の締結につきまして、御報告を申し上げ

げます。

市では災害時における応急対策資機材の提供について、3月27日に株式会社東海大阪レンタルとの間で協定を締結いたしました。これは市において備蓄資機材を平時から調達しているものの、備蓄スペースの関係などにより、あらかじめ確保することが難しい資機材や不足する資機材を優先的にレンタルの要請ができるものです。今後も市民の皆様の安全・安心を確保するために、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第4号から日程第6 報告第6号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第4、報告第4号から日程第6、報告第6号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年4月1日、専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年4月1日、専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度本巢市一般会計補正予算（第1号））についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年4月19日、平成31年度本巢市一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上の詳細につきまして、報告第4号は総務部長から、報告第5号は市民環境部長から、報告第6号は副市長から、それぞれ御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

報告第4号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、報告第4号、本巢市税条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の1ページをお開きいただきたいと思います。

順次条項がございますが、御説明させていただきたいと思います。

最初に改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されましたことによりまして、所要の改正をしたものでございます。

なお、今回の条例改正につきましては、個人住民税、固定資産税、軽自動車税が主な改正でございます。

最初に個人住民税でございますが、1点目といたしまして、ふるさと納税制度の見直しでございます。この見直しにつきましては、議案の概要の第1条関係、本則の第34条の7、附則第7条の4、第9条、第9条の2でございます。

ふるさと納税の制度の健全な発展に向けまして、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫することにより、全国各地の地域活性化につなげるため、過度の返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような地方公共団体につきましては、ふるさと納税の対象外とする見直しが行われたところでございますが、これによりまして総務大臣がふるさと納税の対象として指定する寄附金、特別控除対象寄附金でございますが、これにつきまして控除することを規定するものでございます。

ただし、ふるさと納税以外の通常の寄附金につきましては、所得税及び個人住民税の10%の全額控除は従前のとおりでございます。

施行日につきましては、令和元年6月1日でございます。

なお、本市のふるさと納税につきましては、この特別控除対象寄附金の指定を受けたところでございます。

次に2点目といたしまして、住宅借入金等特別控除の見直しでございます。この見直しにつきましては、第1条関係、附則の改正、第7条の3の2でございます。

1つ目といたしまして、住宅ローン控除を拡充するものでございます。住宅ローンの年末残高1%を10年間、令和13年まででございますが、所得税から控除し切れない場合には個人住民税から一定額を限度として令和3年12月末までの居住者に対し控除するものでございますが、消費税10%が適用される住宅の取得といたしまして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合には控除期間を3年間延長いたします、個人住民税における住宅控除の適用期間を令和15年度まで延長するものでございます。

なお、この措置による個人住民税の減収額につきましては、全額国が補填することとされております。

2つ目といたしまして、住宅ローン控除の適用要件の緩和でございます。個人住民税における住

宅ローン控除につきましては、所得税において年末調整により控除の適用を受ける場合を除き、個人住民税の納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書に住宅借入金等特別控除に関する記載がある場合に適用することをしてありますが、この要件を削除するものでございます。

これにつきましては施行日は、平成31年4月1日でございます。

次に3点目といたしまして、子どもの貧困に対するための個人住民税の非課税措置でございます。この措置につきましては、議案の概要の4ページ、第3条関係、第24条でございます。

個人住民税の非課税の範囲でございますが、現行におきましては、障がい者、未成年者及び寡婦、これは双方の寡婦でございます、のうち前年の合計所得金額が135万円、給与収入額で204万円未満の者となっております。これに加えて、令和3年度以後の個人住民税から同金額以下の児童扶養手当を受けている児童と生徒を一にする父または母のうち、婚姻をしていない者、または生死が明らかでない一定の者、いわゆる単身児童扶養者、ひとり親でございますが、についても非課税とするものでございます。

なお、前後いたしまして申しわけございませんが、議案の概要の3ページの第2条関係、本則の改正、イの36条の3の2及びウの36条の3の3につきましては、この単身児童扶養者に該当する場合には給与所得者の扶養親族申告書、または公的年金等受給者の扶養親族申告書にその旨を記載する規定をするものでございます。

この施行日につきましては、令和3年1月1日でございます。

次に固定資産税でございますが、本市は余り関係がないかもわかりませんが、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減税措置が新設され、高規格堤防整備事業の区域内における家屋の所有者が事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合に、当該家屋の固定資産税の全額を最初の5年分を減額するものでございますが、この適用を受けるとする者が申告書に必要な添付書類を規定するものでございます。

議案の概要では2ページの第1条関係、附則の改正、カの10条の3でございます。

また、熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置につきましては、従来より被災後2年度分の固定資産税の特例措置が適用されております。加えて、平成28年度熊本地震に係る固定資産税の課税標準の特例措置が適用されております被災住宅用地につきましては拡充し、住宅用地で使うことができないと市長が認める場合には適用期間を2年度分延長するものでございます。この適用を受けようとする者が申告書に必要な添付書類を規定するものでございます。

議案の概要では2ページの第1条関係、附則の改正、キの第10条の4でございます。

施行日につきましては、いずれも平成31年4月1日でございます。

次に軽自動車税でございますが、1点目といたしましては、軽自動車税の環境性能割の非課税及び税率の特例でございます。議案の概要では3ページの第2条関係、附則の改正、アの第15条の2、これは非課税でございます。ウの15条の6、税率の特例でございます。

消費税10%の引き上げに伴う需要平準化対策といたしまして、令和元年10月1日から軽自動車税の環境性能割が導入されますことから、その税率を1%と規定する軽自動車を令和元年10月1日か

ら令和2年9月30日までに取得した場合に非課税とするものでございます。また、同様に2%と規定する軽自動車税を取得した場合には、税率を1%減ずるものでございます。

2点目といたしましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例でございます。議案の概要では同3ページの附則の改正、イの15条の2の2でございます。

令和元年10月1日から軽自動車税の環境性能割の適用を受ける軽自動車の認定をメーカー等による燃料基準の不正により起因し、納付すべき環境性能割額に不足が生じた場合にはメーカー等を取得者とみなし徴収するものとし、その加算額を規定するものでございます。

施行日につきましては、いずれも令和元年10月1日でございます。

3点目といたしまして、軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。議案の概要では2ページの第1条関係、4ページの第2条及び第3条関係、附則の改正、第16条でございます。

令和元年10月1日から軽自動車税の環境性能割が導入されることによりまして、重課、いわゆる初回新規登録から14年を経過した軽自動車を対象でございますが、重課の規定を平成31年度、令和元年度に限るものとし、平成29年度の経過、グリーン化特例でございますが、に関する規定を削除するものでございます。これまでの種別割の経過を令和2年度及び令和3年度の2年間延長するものでございます。

この施行日につきましては、平成31年4月1日でございます。

なお、軽自動車税の軽課、グリーン化特例につきましては、環境割を導入することを契機にいたしまして、その適用対象者を電気自動車等に限定し、令和4年度及び令和5年度の軽課を75%軽減とするものでございます。

この施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

次に4点目といたしまして、軽自動車の種別割賦課徴収の特例でございます。議案の概要では4ページの第2条関係、附則の改正、第16条の2でございます。

先ほど2点目の環境性能割の賦課徴収の特例と同様に、種別割につきましてもメーカー等の不正等に起因する場合には、納付すべき環境性能割に不足が生じた場合にはメーカーを取得者とみなしまして徴収するものとし、その加算額を規定するものでございます。

次に納税環境の整備といたしまして、eLTAXの障害発生時の申告に係る期間の延長でございます。議案の概要では5ページの第1条でございます。

平成30年度の税制改革におきまして、平成32年、令和2年でございますが、4月1日から大法人における法人税等の申告が電子申告によるものとされておりますが、地方税におきましても同様に電子申告によるものとされたところでございます。

ただし、電子申告による訂正が困難な場合には、市長の承認を受けて申告書及び添付書類を書面での提出ができる規定及びその手続について規定するものでございます。

その他の改正につきましては、引用条項及び字句等の改正でございます。

少し長くなりましたが、以上、報告第4号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

続いて、報告第5号の補足説明を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、報告第5号、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の本巢市議会定例会議案の概要の37ページをごらんください。

改正の内容につきましては2点でございますが、国民保険税について負担の適正化を図るため、保険税の課税限度額の引き上げをするもの、所得の少ない被保険者に対する軽減措置の5割及び2割軽減世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。

まず1点目は第2条関係でございますが、基礎課税額であります医療給付費賦課額に係る限度額を現行の「58万円」から「61万円」に、3万円の引き上げを行うものです。

2点目につきましては第23条関係でございますが、5割軽減と2割軽減の基準額を見直すものでございます。具体的には5割軽減、同条第2号でございますが、基礎控除額の33万円に加える被保険者に乗ずる額を1人につき現行の「27万5,000円」を「28万円」に改正するものでございます。次に2割軽減、同条第3号でございますが、基礎控除額の33万円に加える被保険者数に乗ずる額を1人につき現行の「50万円」を「51万円」に改正するものでございます。

この改正によりまして、低所得者世帯に対しまして均等割、平等割の5割軽減及び2割軽減を拡充し、被保険者の負担軽減を図るものでございます。

この改正の施行期日につきましては、平成31年4月1日からでございます。

以上、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、報告第6号の補足説明を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

それでは、報告第6号、平成31年度本巢市一般会計補正予算（第1号）の専決処分に係る補足説明をさせていただきます。

昨年度の2月25日の全員協議会にて概略を御説明しましたプレミアム付商品券事業に係る予算につきまして、4月19日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,305万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億6,305万7,000円とするものでございます。

なお、本事業の予定対象者として、低所得者4,700人、子育て世帯800人の合計5,500人を想定し、歳入歳出予算を計上しております。

それでは、歳入の事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

15款の国庫支出金、2項の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金でございますが、プレミアム付商品券事業のために要する職員手当と旅費、需用費、役務費、委託料などの事務費に対するプレミアム付商品券事務費補助金としまして4,555万7,000円、また商品券のうち割引となる20%に対するプレミアム付商品券事業費補助金としまして2,750万円、合わせて7,305万7,000円を計上しております。

21款の諸収入、5項の雑入、7目の雑入でございますが、商品券の販売代金としましてプレミアム付商品券販売収入1億1,000万円を計上しております。

7 ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

3款の民生費、1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございますが、3節の職員手当等に時間外勤務手当としまして899万3,000円、12節の役務費に対象者への連絡及び通知に要する費用としまして通信運搬費370万4,000円、13節の委託料に商品券の作成や販売等を委託する費用としまして商品券作成販売業務等委託料1億6,703万8,000円を計上しております。

以上、専決処分についての補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

報告第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

報告第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

報告第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第6号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

日程第7 報告第7号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第 7、報告第 7 号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第 7 号 平成30年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

報告第 7 号の補足説明を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、報告第 7 号 平成30年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。

昨年12月の平成30年度一般会計補正予算（第 4 号）及び本年 3 月の平成30年度一般会計補正予算（第 7 号）におきまして、繰越明許費の設定をお願いいたしました12の事業につきまして、それぞれの繰越額及びその繰越財源が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定に基づきまして繰越明許費繰越計算書を調整し、御報告をさせていただくものでございます。

いずれの事業につきましても年度内の完了が困難となり、繰り越しをさせていただいたものでございます。

それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましては、補正予算におきまして繰り越しの限度額として設定をさせていただいた額でございます。

その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に令和元年度に繰り越しをいたしました額でございまして、限度額として設定した額と同額となっております。

さらにその右側は繰越額の財源内訳でございます。今回繰り越しを翌年度繰越額は合計をいたしますと 4 億4,493万3,000円でございます、そのうち一般財源の合計は 1 億7,978万4,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

報告第 7 号については、以上で報告を終わります。

日程第 8 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（鰐本規之君）

日程第8、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、高橋勇樹前議員が失職されたことに伴い行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法については議長が指名することに決定しました。

もとす広域連合議会議員に4番 寺町茂君を指名いたします。

お諮りします。ただいま私が指名しました4番 寺町茂君をもとす広域連合議会議員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名しました寺町茂君がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選されました4番 寺町茂君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。よろしく願いをいたします。

日程第9 議案第37号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第9、議案第37号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第37号 施設使用料等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

消費税率の引き上げを踏まえ、公の施設の使用料等の額の透明性、受益者負担の公平性を図るための見直しに伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げますのでよろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

大野企画部長に説明を求める前に暫時休憩としたいと思いますが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

よろしくお願いいたします。45分まで休憩いたしますのでよろしくお願いいたします。

〔発言する者あり〕

50分までお願いいたします。

午前10時35分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

議案第37号の補足説明を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第37号 施設使用料等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案の概要の41ページをごらん願います。

まず、制定の趣旨でございますが、消費税率及び地方消費税率が令和元年10月1日より改正されること、また公の施設の使用料等の額の透明性、受益者負担の公平性の確保を図るための使用料等の見直しに伴い、関係条例を改正するものでございます。

その制定の内容でございますが、新旧対照表により御説明を申し上げます。

恐れ入ります。45ページをごらん願います。

まず初めに、整理条例第1条の本巢市公民館条例の一部改正でございます。別表（第12条関係）といたしまして、本巢公民館、真正公民館、次のページの根尾公民館に係るそれぞれの会議室等における使用料を利用区分に応じ10円から240円引き上げるものでございます。

次に、47ページをごらん願います。

第2条の本巢市民文化ホール条例の一部改正でございます。別表第1（第10条関係）といたしまして、本巢市民文化ホールにおけるホール、楽屋及び会議室等の使用料を時間区分に応じ、それぞれ20円から2,490円引き上げるものでございます。

次に、49ページをごらん願います。

第3条の本巢市体育施設条例の一部改正でございます。別表第3（第11条関係）といたしまして、2の本巢総合運動場、3の本巢テニスコート、4の本巢多目的広場、次のページの5の本巢神海運動場、6の本巢体育センター、7の本巢市民スポーツプラザの(1)糸貫川スタジアム、(2)糸貫川テニスコート、次のページの(3)糸貫川プール及び(4)糸貫川多目的広場、8の糸貫根尾川スポーツ広場、9の糸貫体育センター、10の真正グラウンド、次のページの11の真正体育センター、12の真正テニスコート、13の真正まくわゲートボール等広場、14の真正根尾川スポーツ広場、15のしんせい運動広場、次のページの16の席田北部公園、17の真桑みどり公園、18の根尾市場ゲートボール等広場、19の真正スポーツセンター、次のページの20の真正多目的広場に、それぞれにおける使用料等

を1時間につきそれぞれ10円から500円引き上げるものでございます。

次に、55ページをごらん願います。

第4条の本巢市立学校体育施設開放条例の一部改正でございます。別表（第10条関係）といたしまして、市内の全小・中学校における運動場及び体育館等の使用料を1時間につき10円引き上げるものでございます。

次に、57ページをごらん願います。

第5条の本巢市老人福祉センター条例の一部改正でございます。別表第3（第10条関係）といたしまして、1の本巢老人福祉センターの旧雇用促進住宅用駐車場における使用料を1区画につき月額70円引き上げるものでございます。

次に、59ページをごらん願います。

第6条の本巢市すこやかセンター条例の一部改正でございます。別表（第11条関係）といたしまして、本巢すこやかセンターの会議室等における使用料を1時間につきそれぞれ10円引き上げるものでございます。

次に、60ページをごらん願います。

第7条の本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部改正でございます。別表第2（第5条、第10条関係）といたしまして、保健センター及びいきいきセンターの研修室、ホール等における使用料を1時間につきそれぞれ10円から60円引き上げるものでございます。

次に、61ページをごらん願います。

第8条の本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部改正でございます。別表第1（第21条関係）といたしまして、次のページの（注4）に記載の根尾生活支援ハウスにおける入居者利用料に加算する光熱費として負担する額を1日当たり10円引き上げるものでございます。

次に、63ページをごらん願います。

第9条の本巢市外山基幹集落センター条例の一部改正でございます。別表（第9条関係）といたしまして、集会室等における使用料を1時間につき、それぞれ10円引き上げるものでございます。

次に、64ページをごらん願います。

第10条の本巢市文殊の森公園条例の一部改正でございます。別表第1（第5条、第8条関係）といたしまして、文殊の森の有料公園施設及び器具におけるコテージ等の使用料を利用区分に応じ、それぞれ10円から950円引き上げ、テントサイトにつきましては1,000円引き下げるものでございます。

次に、65ページをごらん願います。

第11条の本巢市東外山ふれあい広場条例の一部改正でございます。第7条第1項の広場の使用料を1時間当たり10円引き上げるものでございます。

次に、66ページをごらん願います。

第12条の本巢市富有柿の里条例の一部改正でございます。別表（第7条、第13条関係）といたし

まして、富有柿センター、農林業実習センター及び次のページのふれあい広場における研修室等の利用料を利用区分に応じ、それぞれ10円から240円引き上げるものでございます。

次に、68ページをごらん願います。

第13条の本巢市NEOキャンピングパーク条例の一部改正でございます。別表（第11条関係）といたしまして、1のオートキャンプ施設におけるサイト利用料の上限をそれぞれ利用区分に応じ1,000円から2,000円引き上げ、また次のページの2の宿泊施設におけるコテージの利用料の上限をそれぞれの利用区分に応じ500円から3,000円引き上げるとともに、次のページの3の管理棟施設におけるセンターハウスの家族風呂の利用料の上限を1人につき200円引き上げるものでございます。

次に、72ページをごらん願います。

第14条の本巢市NEO桜交流ランド条例の一部改正でございます。別表第2（第12条関係）といたしまして、1の温泉施設における(2)の研修室及び和室の利用料を1時間につきそれぞれ200円から300円を引き上げ、上限とするものでございます。また、2の宿泊施設につきましては、次のページの宿泊に係る洋室及び和室の利用料の上限をそれぞれ4,000円引き上げるとともに、一番下の浴場における利用料を上限とするものでございます。次のページの3の附属施設及び次のページの4の研修施設における利用料をそれぞれ上限表示とするものでございます。

それでは恐れ入ります、いま一度43ページにお戻りをいただきたいと思います。

3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては、令和元年10月1日でございます。ただし、第1条の本巢市公民館条例の一部改正から第12条の本巢市富有柿の里条例の一部改正までにつきましては、新消費税率の施行日の規定した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の附則第1条第2号に規定される日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、本巢市民スポーツプラザの糸貫川プールの回数券につきましては、施行日以後に発行するものについて適用し、施行日前に発行したものは、なお従前の例によるものとするものでございます。

また、文殊の森公園のコテージ及びテントサイト、NEOキャンピングパークのオートキャンプ施設及び宿泊施設、NEO桜交流ランドの宿泊施設につきましては、施行日以後の宿泊に係る単位の開始日に応じ適用し、施行日前の宿泊に係る単位の開始日における利用料については、なお従前の例とするものでございます。

以上、少し長くなりましたが、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

議案第37号を議題といたします。

お諮りします。議案第37号については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管する部分については総務企画委員会に、文教福祉委員会の所管する部分については文教福祉委員会に、産業建設委員会の所管する部分については産業建設委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号については委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定しました。

日程第10 議案第38号及び日程第11 議案第39号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第10、議案第38号及び日程第11、議案第39号を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第38号 物品売買契約の締結について（庁内LANパソコン機器）についてでございます。

庁内LANパソコン機器の購入について、売買契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第39号 工事請負契約の締結について（真桑幼稚園改築工事（建築））についてでございます。

真桑幼稚園改築工事（建築）に係る請負契約を締結することについて、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上の詳細につきましては、議案第38号、第39号、いずれも総務部長から御説明を申し上げますのでよろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第38号及び議案第39号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第38号 物品売買契約の締結について（庁内LANパソコン機器）の補足説明をさせていただきます。

この庁内LANのパソコン機器を含めます本市の情報システム機器の購入につきましては、本市の情報システム機器更新計画に基づきまして7年ごとに更新するものでございます。

当該パソコン機器は、平成24年度に更新した職員のパソコン等が7年を経過いたしましたので更新するものでございます。

恐れ入りますが、議案の34ページをお開きいただきたいと思いますのであります。

庁内LANパソコン機器の購入につきましては、本年4月19日に入札を執行いたしまして、4月

23日に中央電子工学株式会社と仮契約を締結したところでございます。

なお、仮契約等の内容につきましては、議案の概要の76ページから80ページのほうに写しを添付させていただいておりますのでごらんいただきたいと思います。

議案のほうに戻りまして、初めに物品名でございますが、庁内LANのパソコン機器でございます。主な機器といたしましては、デスクトップパソコンが314台、ノートパソコンが24台、ソフトウェアが一式でございます。

次に納入場所でございますが、各庁舎等の本市の公共施設でございます。

次に契約方法でございますが、指名競争入札により入札を行っております。議案の概要の81ページには入札執行一覧表が添付してございますが、12社を指名いたしまして5社が辞退いたしまして、7社により入札を執行したものでございます。

なお、納期限でございますが、履行期限でございますが、令和元年9月25日でございます。

次に契約金額でございますが、消費税を含みまして6,588万円でございます。

以上、議案第38号 物品売買契約の締結についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第39号 工事請負契約の締結について（真桑幼稚園改築工事（建築））でございます。この補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の35ページをお開きいただきたいと思います。

真桑幼稚園改築工事（建築）につきましては、本年5月15日に入札を執行し、5月21日に上村・鷺見特定建設工事共同企業体と仮契約を締結したところでございます。

なお、仮契約の内容につきましては、議案の概要の82ページにございます図示のとおりでございます。

なお、この工事につきましては、設計金額が7億7,000万ということでございますので、本市の特定建設工事共同企業体規定の要領によりまして、JV、企業体による入札を行ったところでございますが、この企業体につきましては3社の応募がございまして、その3社により入札を執行したところでございます。

初めに工事名でございますが、真桑幼稚園改築工事（建築）でございます。

工事の概要といたしましては、敷地面積が5,793平方メートル、鉄骨造の2階建てで、建築面積は1,815.2平方メートル、延べ床面積は2,771.52平方メートルでございます。また、このほかに鉄骨造の屋外便所、倉庫等の40平米でございます。

工事場所につきましては、本巢市下真桑地内でございます。

契約方法でございますが、事後審査型制限つき一般競争入札により行っております。

今回の真桑幼稚園改築工事につきましては、先ほど申しましたように、設計金額が高額となりますことから、入札参加資格を構成員2社までとするJVといたしまして公募いたしまして、3つの共同企業体の応募がございましたので、その3社により執行したものでございます。

議案の概要の83ページには入札執行一覧がございまして、この3つの共同企業体により入札したものでございます。

次に工期でございますが、本契約の締結日から令和2年7月31日でございます。

次に契約金額でございますが、消費税を含みまして7億5,600万円でございます。

以上、議案第39号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

議案第38号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第39号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

議案第39号、真桑幼稚園の改築工事でありますけど、ここに建築と書いてあります。ということは、分離発注をされたということと聞いております。そんなことから建築のほうはこれで、皆さんこれから今採決に向かうわけですけど、建築以外のもの、電気関係とかほかにあると思いますけど、そっちのほうについての明細というか詳細というか、それをちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

大変申しわけありませんが、ただいま金額等の落札額等の明細はございませんので、また後ほどお答えさせていただきますのでよろしくお願い致します。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

○16番（大西徳三郎君）

はい。

○議長（鰐本規之君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第40号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第12、議案第40号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第40号 西濃環境整備組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

令和元年5月1日に大垣市の大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、西濃環境整備組合議会の組織及び議員の選任の方法を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまし

て御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

議案第40号の補足説明を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、議案第40号 西濃環境整備組合理約の一部を変更する規約につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の36ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年5月1日に大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴いまして、西濃環境整備組合理約の組織及び議員の選任の方法を変更するため、規約の第5条第2項中「建設環境委員長」を「一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長」に改めるものでございます。

次に附則でありますが、この規約の一部変更につきましては、岐阜県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第41号から日程第15 議案第43号まで（上程・説明）

○議長（鐔本規之君）

日程第13、議案第41号から日程第15、議案第43号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第41号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,963万1,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の増額、また土地貸付収入の増額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、社会資本整備総合交付金事業費の増額、また公共施設等整備基金積立金の増額のほか、職員数の減に伴う職員給与費の減額等でございます。

次に、議案第42号 令和元年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413万5,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、人事異動に伴う職員給与費等を増額するものでございます。

次に、施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ300万円を減額するものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、人事異動等に伴う職員給与費を減額し、臨時職員賃金等を増額するものでございます。

次に、議案第43号 令和元年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入及び支出につきまして、収入支出それぞれ1,226万円を増額するものでございます。

収入といたしましては、一般会計補助金の増額でございます。

また、支出につきましては、人事異動等に伴う給料、手当及び法定福利費の増額でございます。

以上の詳細につきまして、議案第41号は副市長から、議案第42号は市民環境部長から、また議案第43号は上下水道部長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第41号の補足説明を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

それでは、議案第41号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,963万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億1,268万8,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

第2表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

上段の辺地債につきましては、根尾83号線の災害防除事業を実施するため予定しておりました国庫補助金の防災・安全交付金が減額となりましたので、事業費全額を辺地債により借り入れを行うため、発行限度額に500万円追加し、8,510万円とするものでございます。

合併特例債につきましては、長良系貫線道路整備事業における社会資本整備総合交付金の増額内示に伴う事業費の増による発行額5,630万円の増額と、パーキングエリア周辺公園整備事業においても社会資本整備総合交付金の増額内示がありましたことから、財源更正に伴い900万円を減額するものでございます。この2事業を合わせまして合併特例債の発行限度額に4,730万円を追加し、6億9,270万円とするものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

使用料及び手数料、使用料、2目の民生使用料から7目の教育使用料につきましては、消費税率引き上げ等に伴う使用料の見直しによりまして本年10月以降の各施設の増額分としまして、民生使用料4,000円、農林水産業使用料1万8,000円、商工使用料1万円、教育使用料26万2,000円を補正するものでございます。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金、2目の民生費国庫補助金でございますが、未婚の児童扶養手当受給者に対し、臨時特別給付金1万7,500円を支給するための母子家庭等対策総合支援事業費補助金50万7,000円を補正するものでございます。

同じく国庫補助金、4目の土木費国庫補助金でございますが、東海環状自動車道へのアクセス道路整備事業、長良系貫線及びパーキングエリア周辺公園整備事業に対し、重点配分による増額内示がありましたことから、社会資本整備総合交付金6,444万9,000円を増額するものでございます。

県支出金、県補助金、2目の民生費県補助金でございますが、幼児教育及び保育の無償化に伴うシステム、総合行政情報システムの改修のための子ども・子育て支援システム改修補助金265万8,000円を補正するものでございます。

9ページをお開き願います。

県支出金、県補助金、4目の農林水産業費県補助金でございますが、JAぎふ系貫集出荷場のイチゴ、トマトこん包ライン整備事業が取り下げとなりましたことから、競争力強化生産総合対策条件整備事業費補助金7,560万円を皆減するものでございます。

同じく県補助金、6目の教育費県補助金でございますが、教員の負担軽減を図るためプリントの印刷や教材の軽微な加工等を行うスタッフを配置するスクール・サポート・スタッフ配置事業補助金87万6,000円を補正するものでございます。

その下の県支出金、委託金、4目の教育費委託金につきましては、ふるさとを愛する心を育むため、ふるさとの魅力を体験し、学ぶ場を提供するふるさと魅力体験事業委託金54万2,000円を補正するものでございます。

その下の財産収入、財産運用収入、1目の財産貸付収入でございますが、モレラ北公有地の一部を本年4月より北方自動車学校に貸し付けておりますが、貸付料につきまして令和2年度から令和4年度の3カ年分を本年中12月に収入することから、土地貸付収入9,736万7,000円を増額するものでございます。

10ページをごらん願います。

諸収入、雑入、7目の雑入でございますが、消防団員13名が3月末に退職したことに伴いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員退職報償金387万6,000円を補正するものでございます。

次に、下段の市債につきましては、先ほど地方債の補正のところの説明させていただきましたが、根尾83号線の災害防除事業に対する辺地債500万円と長良糸貫線道路整備事業などに対する合併特例債4,730万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

ここからは歳出の事項別明細書でございます。

まず、議会費を初めとしまして補正予算書に計上しております職員給与費につきましては、本年4月1日付の人事異動等に伴いまして、給料、職員手当等、共済費を補正するものでございます。

それでは、給与費以外の補正につきまして主なものを御説明いたします。

11ページの一番下にございます総務費、総務管理費、13目の公共施設等整備基金費でございますが、歳入で御説明しました北方自動車学校への財産貸付収入を基金へ積み立てるための公共施設等整備基金積立金9,736万8,000円を増額するものでございます。なお、当初予算に計上しておりましたモレラ北公有地の財産貸付収入につきましても、公共施設等整備基金費への積み立てとする財源の組み替えをあわせてお願いするものでございます。

13ページをお開き願います。

上段にあります民生費、社会福祉費、1目の社会福祉総務費、28節、国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金でございますが、人事異動等に伴います給料、職員手当等、共済費と職員の産休・育休に伴う臨時職員賃金を合わせました職員給与費等に係る繰出金413万5,000円を増額するものでございます。

次に、民生費、児童福祉費、1目の児童福祉総務費、13節の委託料でございますが、歳入で御説明しました幼児教育及び保育の無償化に伴うシステム改修のため、265万9,000円を補正するものでございます。

その下、2目の母子福祉費でございますが、未婚の児童扶養手当受給者に対し、1万7,500円を支給するための扶助費50万8,000円を補正するものでございます。

14ページをごらん願います。

中段の衛生費、保健衛生費、8目の診療所費でございますが、本巢診療所の職員、看護師の退職等による人件費の増減、根尾診療所の人事異動に伴う人件費の減額及び両診療所に業務を補うための臨時看護師、または臨時職員の配置による賃金の増額によりまして、一般会計からの国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金としまして300万円を減額するものでございます。

15ページをお開き願います。

2段目の衛生費、水道費、1目の上水道費でございますが、人事異動に伴う水道事業会計の給料、手当、法定福利費の増額による上水道事業会計補助金1,226万円を増額するものでございます。

その下の農林水産業費、農業費、3目の農業振興費でございますが、歳入で御説明しましたJAぎふ糸貫集出荷場のイチゴ、トマトこん包ライン整備事業の取り下げによる競争力強化生産総合対策条件整備事業費補助金7,560万円を減額するものでございます。

17ページをお開き願います。

中段の土木費、道路橋りょう費、1目の道路橋りょう総務費でございますが、土貴野小学校東の糸貫0005号線が通学路の要対策箇所として社会資本整備総合交付金事業の対象となったため、道路橋りょう総務費の測量調査設計等委託料1,100万円を減額し、5目の社会資本整備総合交付金事業費へ組み替えをするものでございます。

その下の5目の社会資本整備総合交付金事業費、13節の委託料でございますが、先ほどの道路橋りょう総務費からの組み替え1,100万円と長良糸貫線道路整備事業における交付金の重点配分に伴う測量調査設計等委託料427万6,000円の合計1,527万6,000円を増額するものでございます。その下、15節の工事請負費でございますが、長良糸貫線道路整備事業への交付金の重点配分による県道文殊茶屋新田線との交差点部分の工事に係る市道改良工事1億1,000万円を増額するものでございます。

18ページをごらん願います。

消防費、2目の非常備消防費でございますが、歳入で御説明しました消防団員13名が3月末で退職したことに伴いまして、消防団員退職報償金387万6,000円を補正するものでございます。

一番下の教育費、小学校費、2目の教育振興費でございますが、歳入で御説明しましたふるさとを愛する心を育むため、ふるさとの魅力を体験し、学ぶ場を提供する県のふるさと魅力体験事業委託金を活用し、本巢小、外山小、土貴野小、根尾小の4校が体験学習をするための消耗品費4,000円、役務費2万2,000円、19ページになりますが、使用料及び賃借料52万6,000円を補正するものでございます。

その下の教育費、中学校費、2目の教育振興費でございますが、こちらも歳入で御説明しました教員の負担軽減を図るため、プリントの印刷や教材の軽微な加工等を行うスタッフを配置する県のスクール・サポート・スタッフ配置事業補助金を活用し、真正中、糸貫中へ配置するための賃金87万7,000円を補正するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきますが、予算書のほかに議案の概要の6月補正予算案の概要につきましても改めてごらんいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

続いて、議案第42号の補足説明を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、議案第42号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

補正額につきましては、第1条でございますが、事業勘定の歳入歳出予算額の予算の総額に歳入歳出それぞれ413万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,413万5,000円とするもの、施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額いたしまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,100万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

初めに、事業勘定の歳入でございますが、6ページのほうをお願いしたいと思います。

6款1項1目の一般会計繰入金の413万5,000円の増額につきましては、本年4月1日の人事異動等に伴いまして、職員給与費等の繰入金をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページのほうをお願いしたいと思います。

1款1項1目の一般管理費につきましては、歳入でも御説明のほうをしましたが、4月1日の人事異動等に伴いまして、給料、職員手当等、共済費、賃金の補正をお願いするものでございます。

続きまして、施設勘定の歳入のほうでございますが、14ページをごらんいただきたいと思います。

5款1項1目1節の一般会計繰入金の300万円の減額につきましては、看護師の退職など人事異動等に伴いまして、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

15ページのほうをお願いしたいと思います。

1款1項1目の一般管理費につきましては、看護師の退職など人事異動等に伴いまして、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金の補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、議案第43号の補足説明を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、議案第43号 令和元年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、予算の総額にそれぞれ1,226万円を追加し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ9億9,526万円とするものでございます。

次に、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、補正予算額1,226万円から児童手当分の26万円を除いた1,200万円を追加し、6,059万円とするものでございます。

次に、第4条の他会計からの補助金につきましては、予算額3億1,100万円に1,226万円を追加し、3億2,326万円とするものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

実施計画明細書にて収益的収入及び支出の内容を御説明させていただきます。

収入でございますが、1款2項2目の他会計補助金、補正額1,226万円につきましては、4月の人事異動により職員の増などにより、給料、手当、法定福利費に不足が生じるため、一般会計からの補助金1,226万円を計上させていただくものでございます。

次に支出でございますが、1款1項5目総係費、補正額1,226万円につきましては、先ほど収入で御説明いたしました理由によりまして、1節給料で561万8,000円、2節手当で412万6,000円、5節法定福利費では251万6,000円の不足がそれぞれ生じるため、増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

議案第41号を議題といたします。

お諮りします。令和元年度本巣市一般会計補正予算（第2号）については委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会に、文教福祉委員会の所管する予算については文教福祉委員会に、産業建設委員会の所管する予算については産業建設委員会において協議を行っていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号については委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定しました。

議案第42号を議題といたします。

お諮りします。令和元年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については委員会付託を省略し、文教福祉委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略し、文教福祉委員会において協議することに決定しました。

議案第43号 令和元年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。令和元年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）については委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において

協議することに決定しました。

日程第16 議員派遣について

○議長（鰐本規之君）

日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

6月17日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、委員会協議会の日時についてはお手元に配付したとおりです。

念のため、各委員会協議会の開会日時と場所を申し上げます。

文教福祉委員会協議会は6月19日水曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室にて行います。
産業建設委員会協議会は6月20日木曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室にて行います。総務企画委員会協議会は6月21日金曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室にて行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時50分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 白 井 悦 子

署 名 議 員 道 下 和 茂